

電子申告導入の影響

はじめに

国税庁は、平成12年3月11日に電子申告の公開実験を行い、2003年を目途に電子申告導入に本格的に動き出した。また、国税庁が主催する「申告手続の電子化等に関する研究会」は、平成12年4月19日に、望ましい電子申告制度の在り方についての検討をまとめ、原則として、インターネットを利用する電子申告とすること、申告所得税、法人税、消費税について電子申告を実施すること、等を取りまとめた。

1 電子申告における二つの検討領域

電子申告の導入については、大別して、検討を要する領域が二つ存在するものと考える。

一つは、技術的な領域である。本欄において既に述べているように、申告書等の税務関係情報は、納税者及び課税当局にとって、外部に漏洩しては困るものである。したがって、税務情報の秘密性の保持、安全性の確保等は、電子申告において最も重要な事項といえる。したがって、国税庁がインターネットを使用することを推進している背景には、インターネットを使用したとしても、セキュリティーは確保できるという読みがあることになる。

他の一つの領域は、電子申告にどのような者

が関与するのかということである。現行の税理士法を前提とすれば、納税者、税理士及び税務職員ということにならうが、税務職員は別として、電子申告に関与する者は、当然に参加を課税当局に申請することにならうが、その場合、実質的に、その納税者等の税歴等を検討して、参加することを認めて支障がないかどうか審査を行うのかどうかが電子申告導入において大きな影響を及ぼすことになる。

2 諸外国における電子申告関与者の条件

米国及びカナダという電子申告における先進国の例をみても、電子申告関与者の資格審査に係る規定を設け、いわゆる優良な納税者であることを電子申告関与者の条件としている。また、英国及びオーストラリアでは、税務代理人を主として関与者として電子申告の普及を図ったことから、一定の資格という安全装置を設けて、電子申告を推進したことになる。

仮に、参加時に、課税当局が実質的な審査を行わないとしても、電子申告プログラムに関与した者が、関与した後に、不正な行為等、電子申告プログラムに反する行為を行った場合は、その関与の取消し等の措置が必要となろう。その条件をどのように設定するのかという問題は、

Topics of International Taxation

結局生じることになる。

例えば、米国の例を参考とすると、米国歳入手続 (Revenue Procedure 98-50) の第 4 条19 に米国内国歳入庁 (IRS) が電子申告に関する参加申請を却下できる場合が列挙されている。参加申請をした者が、以下のいずれかに該当する場合、IRS は、その申請を却下できることになる。ただし、わが国の基準を考慮する場合、米国との比較において、税理士制度等、種々の制度及び法令が異なることを前提として考慮する必要があろう。

- ① 税法上の悪質な違反のある場合
- ② 納期限に遅れた申告書又は誤った申告書を提出したことがある場合
- ③ 未納のある場合
- ④ 加算税を受けたことがある場合
- ⑤ 以前に IRS から疑惑をもたれた場合
- ⑥ プログラムの趣旨に反する行為を行ったことがある場合
- ⑦ 申請書に誤った記載をした場合
- ⑧ 前年度においてプログラムへの参加を拒否されている場合
- ⑨ 申告書作成において反倫理的な実務を行った場合
- ⑩ 申告書作成者に課される所得免税の誠実要件に反して一般の加算税の他に、\$100 の罰金を課された場合（米国内国歳入法典第 6695 条(g)の適用）
- ⑪ 承認を受ける前に申告書を収集した場合
- ⑫ 参加を拒否された団体又は個人等から直接

間接に援助を受けた者

- ⑬ 参加を拒否された団体又は個人等から直接間接に雇用されて手数料を收受する者

以上は米国の例であるが、カナダの電子申告制度においても上記と類似する要件が電子申告関与者に課されている。

3 わが国における検討

わが国の課税当局は、電子申告導入に当たり、電子申告関与者を参加申請時に絞るという方針を採用するのか、最初は限定せずに申請のある者の参加を認め、その後に電子申告制度の趣旨に反する違反者を除外する方針で望むのかのいずれかを決定する必要があろう。

したがって、今後のわが国における電子申告導入を検討する場合、前述した二つの領域の内、前者の領域、すなわち、電子申告関与者の申請の審査等を実施するのか否かが問題となろう。

また、仮に審査等を実施するのであれば、申請者の過失等が軽微である場合申請を認めることになろうが、その判断のすべてを課税当局の裁量とするのかどうかも検討を要することになろう。

日本大学教授

矢内一好